

社会保険庁の改革について

○社会保険は国民の信頼があってこそ成り立つものであり、効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、社会保険庁の抜本的な改革を推進。

○庁内に社会保険庁改革推進本部を設置し、以下の事項ごとに検討班を設置。

- ①保険料徴収の徹底、②システムの抜本的見直し、③国民サービスの向上、④予算執行の透明性の確保、⑤個人情報保護の徹底
- ⑥年金福祉施設等の整理合理化

民間の発想や感覚を大胆に導入

- 高い見識に基づくアドバイスを行うことができるような顧問的役割を担う方を迎える。
- プロジェクトリーダー、アドバイザースタッフなどを経済界の協力により配置。

運営評議会

- 社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性をチェックするための評議会として社会保険庁長官の下に設置。
- 労使代表、学識経験者等が参加

○内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置され、緊急に対応すべき方策については、できるだけ早く方向性を示した上で、年内にも中間的にとりまとめ、組織の在り方についても一年以内を目途に結論を得る。

社会保険庁の在り方に関する有識者会議

- 社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を行う場として、内閣官房長官の下に設置。
- 有識者8名と内閣官房長官及び厚生労働大臣が参加。

社会保険庁改革推進本部について

1. 趣旨

社会保険庁の業務の抜本的改革について、長官の下で、組織を挙げて全ての職員が主体的に取り組み、改革を加速化するために、社会保険庁改革推進本部を設置。

2. 組織

(1) 改革推進本部

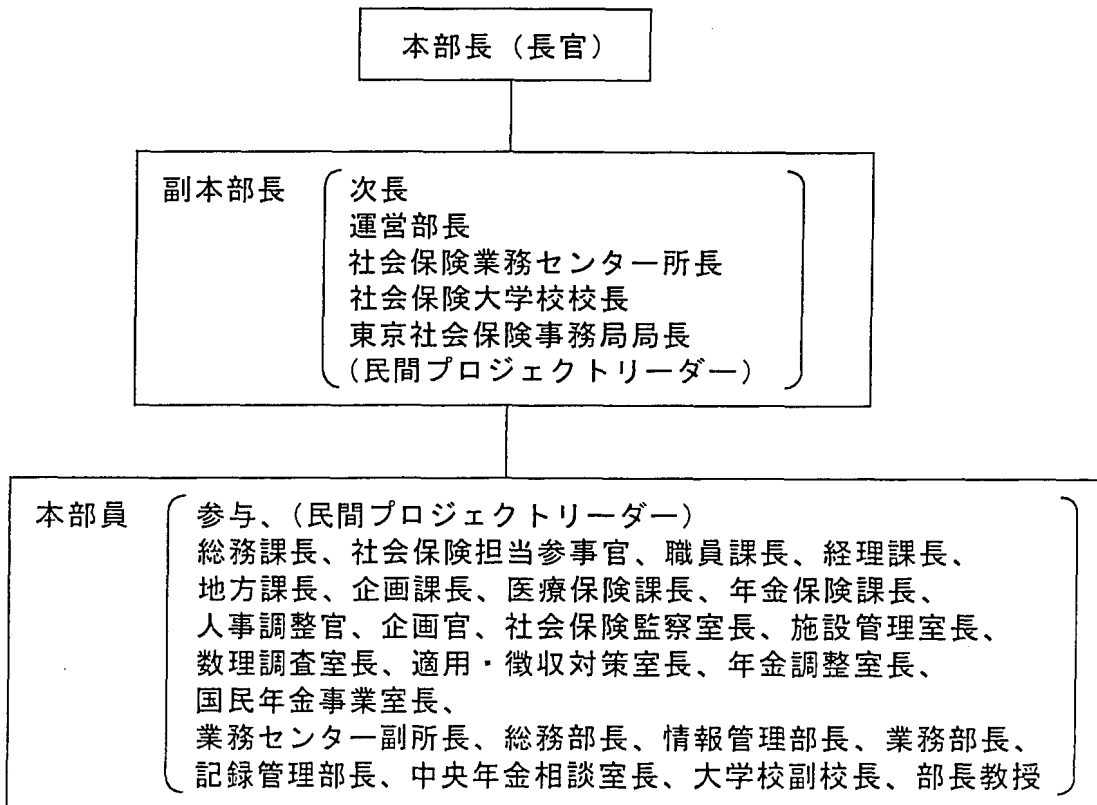
長官を本部長とし、次長、運営部長、社会保険業務センター所長、社会保険大学校長、東京社会保険事務局局長を副本部長とし、課室長等を本部員とする。

(2) 改革推進本部事務局

総務課長を事務局長とし、専任の事務局に加え、全庁の組織を挙げた事務局体制をとる。

各改革テーマ（保険料徴収の徹底、システムの抜本的見直し、国民サービスの向上、予算執行の透明性の確保、個人情報保護の徹底、年金福祉施設等の整理合理化）について、改革意欲のある若手職員を含めた改革検討班を設置する。

改革推進本部



社会保険庁最高顧問について

- 社会保険庁最高顧問は、社会保険庁長官に対し、社会保険庁の業務運営全般について、随時、高い見識に基づく助言を行うもの。
- 今般、次の2名の方に就任を御承諾いただき、9月6日に坂口厚生労働大臣から発令された。

はま だ ひろし 氏 株式会社リコー 最高顧問
浜 田 広

ほっ た つとむ 氏 弁護士・さわやか福祉財団理事長
堀 田 力

社会保険事業運営評議会の開催について

平成 16 年 8 月 23 日
社会保険庁長官決裁

1 開催の趣旨

社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、「社会保険事業運営評議会（以下「運営評議会」という。）」を開催する。

2 運営評議会における検討課題

- (1) 政府管掌健康保険、厚生年金保険、国民年金等の社会保険事業が適切に実施されているか
- (2) 被保険者の適用、保険料の徴収、医療・年金の給付等、社会保険事業に係る業務が適切に実施されているか
- (3) その他利用者の視点から見た社会保険事業のあり方等

3 運営評議会の運営

- (1) 運営評議会は、社会保険庁長官が保険料拠出者等の参集を求めて開催する。
- (2) 社会保険庁長官は、必要に応じ、参集者以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 運営評議会は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (4) 運営評議会の庶務は、庁内各課の協力を得て、運営部企画課において行う。

社会保険事業運営評議会参集者

井戸 美枝 (社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー)

稲上 毅 (東京大学大学院人文社会系研究科長・文学部長)

遠賀 庸達 (養玉院如来寺住職)

紀陸 孝 ((社)日本経済団体連合会常務理事)

鈴木 正一郎 (王子製紙株式会社代表取締役社長)

龍井 葉二 (日本労働組合総連合会総合政策局長)

宮武 剛 (埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科教授)

(敬称略・五十音順)

社会保険庁の在り方に関する有識者会議の開催について

平成16年8月4日
内閣官房長官決裁

1 設置の趣旨

今般の年金制度改革の審議等を通じて、制度の実施庁である社会保険庁の事業運営の在り方について様々な指摘を受けたことを踏まえ、社会保険庁の存立の在り方について、基本に立ち返った検討を行う場として、有識者の参加を得つつ、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2 検討事項

（1）組織の在り方について

- ①社会保険業務の機能と特質
- ②社会保険業務にふさわしい組織形態のあり方
- ③民営化又は外部委託できる部門の範囲

（2）緊急対応方策について

（3）その他

3 構成

- （1）有識者会議は、内閣官房長官及び厚生労働大臣並びに別紙に掲げる者により構成し、内閣官房長官が開催する。
- （2）内閣官房長官は、有識者の中から有識者会議の座長を依頼する。
- （3）有識者会議は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 その他

有識者会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。

社会保険庁の在り方に関する有識者会議名簿

朝倉 敏夫 （読売新聞東京本社常務取締役論説委員長）

渥美 雅子 （弁護士）

大熊 由紀子 （国際医療福祉大学大学院教授）

大山 永昭 （東京工業大学教授）

金子 晃 （慶応義塾大学名誉教授）

草野 忠義 （日本労働組合総連合会事務局長）

松浦 稔明 （全国市長会社会文教委員会委員長・坂出市長）

矢野 弘典 （日本経済団体連合会専務理事）

[政府側]

内閣官房長官

厚生労働大臣

社 会 保 険 庁 改 革 の 工 程 に つ い て

		社会保険庁の在り方に関する有識者会議	
平成16年	8月	・ 第1回 ・ 第2回	} 課題と方向性の整理
	9月	・ 第3回	
	10月	・ 第4回	緊急対応方策の具体化
	11～12月	・ 第5回	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">中 間 報 告</div>
			<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">平成17年度予算政府原案閣議決定</div>
平成17年	夏	・ 第6回 以降	}
			<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">平成18年度 予算・組織定員要求</div>
			組織の在り方等の検討

緊急対応プログラム

2004年9月17日
社会保険庁

○効率的で質の高い社会保険サービスの実現に向けて、この「緊急対応プログラム」に基づき、実施可能なものから逐次取組を開始するとともに、今後検討することとしている事項についても早急に具体化を図り、社会保険庁の抜本的な改革を推進する。

1. 保険料徴収の徹底

(1) 現状と対応の方向性

現 状

未納等の要因に応じた効率的・効果的な徴収対策が十分に講じられていない

年金制度の枠組みや社会保険庁のみによる対応では限界がある

事務所単位で徴収事務の改善に向けた明確な目標がない

現 象

適用対策や徴収対策に真剣に取り組んでいない

対応の方向性

要因別収納対策等の推進

○未納等の要因別収納対策の徹底や、年金改革法等に基づく制度改革の実施により、納付率を着実に向上させる

要因別収納対策＋制度改革
(15年度：63.4%→19年度：80%)

社会全体での取組の推進

○関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下に、社会全体で納付率アップの加速化のための取組を推進する

納付率向上の加速化

年度別行動計画の策定

○納付率80%を着実に実現するため、年度別行動計画を社会保険事務所毎に策定

適用・徴収対策の強化と基礎年金番号による生涯にわたる記録管理の適正化

(2) 具体的方策

ア 要因別収納対策等の推進

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付等の周知・推進を図り、納付しやすい環境づくりを進める※
- ②被保険者の納付手続きの簡素化や納付忘れの防止を図るため、資格取得時や納付督促時等における口座振替の勧奨を徹底する（16年10月）
- ③負担能力がありながら未納である約3万人について強制徴収を実施する（16年10月）
- ④ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きや特例免除制度の周知の徹底を図る（16年10月）
- ⑤厚生年金・健康保険の一定規模以上の未適用事業所に対する重点的な加入指導や職権適用を実施する（16年度中）

【来年度以降に実施する事項】

- ①若年層の失業・無業者等に対し、保険料追納の機会を付与する納付猶予制度を導入する（17年4月）
- ②口座振替の活用を促進するため、口座振替割引制度を拡充する（17年4月）
- ③転退職により厚生年金から脱退した者であって一定期間国民年金に加入しない者について職権適用等を実施する（17年4月）
- ④国民年金の資格喪失後、一定期間厚生年金等の加入の届出がない者に対して通知を行い、国民年金の未加入状態の発生を防止する（17年度）
- ⑤未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る（17年度）
- ⑥強制徴収の実施規模の拡大について検討・実施する（17年度）
- ⑦現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除・1/4免除の段階を追加した多段階免除制度を導入する（18年7月）
- ⑧労働保険との徴収事務の一元化について、更に効率化できる事務処理方法等を検討し、可能なものから逐次実現を図る（随時）

イ 社会全体での取組の推進

【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、特定地域毎の収納の強化を図る※
- ②商工会などの業界団体へ保険料収納を委託し、地域に根ざした収納活動を実施する（随時、関係団体への協力を依頼）
- ③市町村から所得情報を取得し、所得がある方については強制徴収を実施するとともに、所得の低い方については免除周知を的確に実施する（16年10月）
- ④保険料納付意識の徹底を図るため、国民年金保険料納付額証明書を発行する（17年2月）
- ⑤中・高校生を対象とした年金教育を拡充する（随時、関係機関への協力を依頼）

【来年度以降に実施する事項】

○以下の事項について検討し、関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下に納付率の向上を加速化させるための取組を推進する（随時）

- ：保険料の未納・未加入者に対する各種資格取得の制限
- ：国民健康保険との保険料徴収事務等における連携
- ：住民基本台帳ネットワークの活用（生存、住所データ）
- ：大学との連携による年金教育の推進、制度の周知徹底
- ：厚生年金が適用されないパート等に対する事業主を通じた周知の徹底

ウ 年度別行動計画の策定

【緊急（今年度中）に実施する事項】

○納付率80%を達成するため、社会保険事務所毎に年度別行動計画の策定を開始する（16年10月）

【来年度以降に実施する事項】

○年度別行動計画に基づく達成状況等を確認・検証し、次年度の行動計画の策定等を行う（17年度）